

法科大学院評価基準要綱

平成 1 6 年 1 0 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

平成16年4月、司法試験という「点」のみの選抜による現状から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するため、その中核を成すものとしての法科大学院の創設と、設置後の教育活動等の質を保証することを目的とした第三者評価制度（適格認定）は、質・量ともに豊かな法曹を養成するために極めて重要な制度であり、今開始されたところである。

新たな法曹養成制度において求められる法曹に必要な資質として、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」と提言している。法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、この新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持向上を図るためのものでなければならない。

このような法科大学院の第三者評価の重要な役割を意識し、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、平成14年11月に設置された、機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議での審議を踏まえ、平成15年2月、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、学校教育法第69条の3第3項の規定に基づく法科大学院の認証評価の評価基準及び評価方法について、検討を行い、その結果を法科大学院評価基準要綱（案）として取りまとめ、これを社会に公表し、法科大学院関係者及び法曹関係者等から幅広く意見を求めた。それらの意見をも踏まえた上で、平成16年4月、新たに設置した法科大学院認証評価委員会において更に検討を重ね、このたび、法科大学院評価基準要綱を最終的に決定した。

本要綱は、法科大学院の教育活動等の状況に関する評価について、評価の目的・性格（Ⅰ総則）、評価基準（Ⅱ評価の基準）及び評価方法（Ⅲ評価の組織と方法等）を示したものである。このうち評価基準は、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（適格認定）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を記載している。これらの内容は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条に規定する法曹養成の基本理念及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえている。

なお、本要綱の他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項（自己評価実施要項）や、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（評価実施手引書）等、についても作成することとしている。

プロセスとしての法曹養成制度の一環としての法科大学院教育は始まったばかりである。各法科大学院には、様々な課題があると思われるが、評価の結果やそれに対する社会の反応を踏まえて、自らその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹を養成する中核的機関としての使命を果たしていくことが望まれる。

また、機構は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、評価の経験や評価を行った法科大学院等の意見を踏まえつつ、常により良い法科大学院評価システムを創り出していくよう努めていきたい。

目 次

はじめに	i
------	---

I 総 則

1 評価の目的	1
2 評価基準の性質及び機能	2
3 適格認定の要件等	4

II 評価の基準

第1章 教育目的	
1-1 教育目的	5
第2章 教育内容	
2-1 教育内容	6
第3章 教育方法	
3-1 授業を行う学生数	10
3-2 授業の方法	11
3-3 履修科目登録単位数の上限	13
第4章 成績評価及び修了認定	
4-1 成績評価	14
4-2 修了認定及びその要件	16
4-3 法学既修者の認定	18
第5章 教育内容等の改善措置	
5-1 教育内容等の改善措置	19
第6章 入学者選抜等	
6-1 入学者受入	20
6-2 収容定員と在籍者数	22
第7章 学生の支援体制	
7-1 学習支援	23
7-2 生活支援等	24
7-3 障害のある学生に対する支援	25
7-4 職業支援（キャリア支援）	26
第8章 教員組織	
8-1 教員の資格と評価	27
8-2 専任教員の配置と構成	29
8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員	31
8-4 専任教員の担当科目の比率	32
8-5 教員の教育研究環境	33
第9章 管理運営等	
9-1 管理運営の独自性	34
9-2 自己点検及び評価	36
9-3 情報の公表	37
9-4 情報の保管	38
第10章 施設、設備及び図書館等	
10-1 施設の整備	39
10-2 設備及び機器の整備	40
10-3 図書館の整備	41

III 評価の組織と方法等

1 評価の組織	42
2 評価の方法等	43
3 追評価	44
4 評価の時期	45
5 予備評価	46
6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応	47
7 情報公開	48
8 評価基準の改訂等	49
9 評価手数料	50

参 考 資 料 法科大学院認証評価関係法令	51
-----------------------	----

I 総則

1 評価の目的

1-1

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下、「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- （１）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価基準の性質及び機能

2-1

評価基準は、学校教育法第69条の3第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- （1）各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- （2）各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

2-4

解釈指針は、各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

2-5

2-4における「各基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

- (3) 各法科大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

3 適格認定の要件等

3-1

各法科大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）

3-2

評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

3-3

各基準を満たすためには、2-5（1）及び（2）に分類される解釈指針が満たされていなければならない。

3-4

機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

Ⅱ 評価の基準

第1章 教育目的

1－1 教育目的

1－1－1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1－1－1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針1－1－2－1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2-1-2-1

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-2

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-3

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する科目であって、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-4

展開・先端科目は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-5

実質的に法律基本科目にあたる授業科目が、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。

2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針 2-1-3-1

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10 単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32 単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12 単位

解釈指針 2-1-3-2

- (1) 法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する科目 6 単位が必修とされていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容 (2 単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎 (2 単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎 (2 単位)
- (2) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の科目が開設されていることが望ましく、また、他の科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。
- (3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
 - イ 法文書作成
(契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)
- (4) 法律実務基礎科目について、(1) に掲げる 6 単位のほか、平成 23 年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- (5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の科目並びに (4) に例示する内容の科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する科目を開設することが望ましい。

解釈指針 2－1－3－3

基礎法学・隣接科目については，学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目が開設され，そのうち，4 単位以上が選択必修とされていること。

解釈指針 2－1－3－4

展開・先端科目については，各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する科目が十分な数開設され，かつ，これらの科目のうち，1 2 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

2－1－4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 2 1 条から第 2 3 条までの規定に照らして適切であること。

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針 3-1-1-1

法科大学院においては、すべての科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準 3-1-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。（なお、適切な授業方法については解釈指針 3-2-1-3 を参照。）

解釈指針 3-1-1-2

基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該科目を再履修している者。
- (2) 当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針 3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3-1-2-1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。

80人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。

（解釈指針 3-2-1-3 を参照。）

3-2 授業の方法

3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいうものとする。

解釈指針 3-2-1-2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針 3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。（解釈指針 3-1-2-1 を参照。）

解釈指針 3-2-1-4

法律実務基礎科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。

解釈指針 3-2-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針 3-2-1-6

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

解釈指針3-3-1-1

法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。

解釈指針3-3-1-2

法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。

これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-3

解釈指針3-3-1-1で定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。

解釈指針3-3-1-2で定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針3-3-1-4

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合は、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

第4章 成績評価及び修了認定

4－1 成績評価

4－1－1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 4－1－1－1

基準 4－1－1（１）における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 4－1－1－2

基準 4－1－1（２）における措置として、例えば次のものが考えられる。

- （１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- （２）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- （３）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 4－1－1－3

基準 4－1－1（３）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針 4－1－1－4

基準 4－1－1（4）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4－1－3－1

進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。

解釈指針 4－1－3－2

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。

4－2 修了認定及びその要件

4－2－1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在籍し，93単位以上を修得していること。

この場合において，次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から，他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を，30単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から，当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を，アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案し，1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下，「法学既修者」という。）に関して，1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し，アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき，それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし，3年未満の在学期間での修了を認める場合には，当該法科大学院において，アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を，修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は，102単位を上限とすること。

解釈指針4-2-1-2

基準4-2-1(3)にいう法律基本科目は，授業科目の名称を問わず，実質的な内容が法律基本科目に当たるものを含む。

4－3 法学既修者の認定

4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

解釈指針 4－3－1－1

「法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法」とは、基準 4－2－1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであること。

解釈指針 4－3－1－2

法律科目試験を実施する場合においては、当該法科大学院と同じ大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置がとられていること。

解釈指針 4－3－1－3

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合には、解釈指針 4－3－1－1 に照らして、適正な判定方法であることが明らかにされていること。

解釈指針 4－3－1－4

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合、解釈指針 4－3－1－1 に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。

解釈指針 4－3－1－5

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていること。

第5章 教育内容等の改善措置

5－1 教育内容等の改善措置

5－1－1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5－1－1－1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針5－1－1－2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針5－1－1－3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- （１）授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- （２）教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。
- （３）外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針5－1－2－1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

第6章 入学者選抜等

6－1 入学者受入

6－1－1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

解釈指針 6－1－1－1

法科大学院には，入学者の適性及び能力等の評価，その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 6－1－1－2

入学志願者に対して，当該法科大学院の理念及び教育目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシー，入学者選抜の方法，並びに基準 9－3－2 に定める事項について，事前に周知するように努めていること。

6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して，各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして，入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針 6－1－3－1

入学者選抜において，当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学，又は卒業した者（以下，「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には，それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

解釈指針 6－1－3－2

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし，それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針 6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針 6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針 6-1-5-3

入学者選抜に当たって、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。

解釈指針 6-1-5-4

入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合には、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するとともに、満たさなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

6－2 収容定員と在籍者数

6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

解釈指針 6－2－1－1

基準 6－2－1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 3 倍の数をいう。
また同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。

解釈指針 6－2－1－2

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

解釈指針 6－2－2－1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

法学未修者に対しては、法律基本科目（1年次科目）の学修が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。

解釈指針7-1-1-3

法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。

解釈指針7-1-1-4

履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

7－2 生活支援等

7－2－1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言，支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7－2－1－1

各法科大学院は，多様な措置（各法科大学院における奨学基金の設定，卒業生等の募金による基金の設定，他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針 7－2－1－2

学生の健康相談，生活相談，各種ハラスメントの相談等のために，保健センター，学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

7－3 障害のある学生に対する支援

7－3－1

身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7－3－1－1

身体に障害のある者に対しても，等しく受験の機会を確保し，障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針 7－3－1－2

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針 7－3－1－3

身体に障害のある学生に対しては，修学上の支援，実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど，相当な配慮に努めていること。

7－4 職業支援（キャリア支援）

7－4－1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性，志望に応じて，主体的に進路を選択できるように，必要な情報の収集・管理・提供，ガイダンス，指導，助言に努めていること。

解釈指針 7－4－1－1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように，その規模及び教育目的に照らして，適切な相談窓口を設置するなど，支援に努めていること。

第8章 教員組織

8－1 教員の資格と評価

8－1－1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

8－1－2

基準8－1－1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針8－1－1・2－1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

解釈指針8－1－2－2

基準8－1－2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

解釈指針8－1－2－3

基準8－1－2に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針 8－1－2－4

基準 8－1－2 に規定する専任教員は，平成 25 年度までの間，解釈指針 8－1－2－3 の規定にかかわらず，同基準に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で，大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし，大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には，基準 8－1－2 に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

8－1－3

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

8-2 専任教員の配置と構成

8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

解釈指針8-2-1-3

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-4

入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針8-2-1-5

各法科大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

解釈指針 8－2－2－1

基礎法学・隣接科目，展開・先端科目について，法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

解釈指針 8－2－2－2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

8－3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

8－3－1

基準8－2－1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8－3－1－1

基準8－3－1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

解釈指針8－3－1－2

基準8－3－1に規定するおおむね2割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

8－3－2

基準8－3－1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

8－4 専任教員の担当科目の比率

8－4－1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については，原則として，専任教員が配置されていること。

解釈指針 8－4－1－1

基準 8－4－1 に掲げる科目のうち必修科目については，その授業のおおむね 7 割以上が，専任教員によって担当されていること。

8－5 教員の教育研究環境

8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針 8－5－1－1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。

8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。

法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、助教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

解釈指針9-1-1-3

法科大学院の教育課程，教育方法，成績評価，修了認定，入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については，法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-1-4

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者については，法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され，職員が適切に置かれていること。

解釈指針9-1-2-1

法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は，法科大学院の設置形態及び規模等に応じて，適切なものであること。

解釈指針9-1-2-2

法科大学院の管理運営を適切に行うために，職員の能力の向上を図るよう努めていること。

9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-3-1

法科大学院の設置者が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-3-2

法科大学院の設置者が、法科大学院において生じる収入又は法科大学院の運営のために提供された資金等について、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針9-1-3-3

法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

9-2 自己点検及び評価

9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 9-2-2-1

法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針 9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 9-2-4-1

法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

9－3 情報の公表

9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について，印刷物の刊行及びウェブサイトに掲載等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に情報が提供されていること。

9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

解釈指針 9－3－2－1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には，次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

9－4 情報の保管

9－4－1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 9－4－1－1

「評価の基礎となる情報」には、基準 9－2－1 に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9－3－2 に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針 9－4－1－2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されていること。

解釈指針 9－4－1－3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設の整備

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針 10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針 10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

解釈指針 10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準 10-3-1 で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針 10-1-1-6

法科大学院の図書館等を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

10-2 設備及び機器の整備

10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

10-3 図書館の整備

10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

解釈指針10-3-1-1

法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針10-3-1-2

法科大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針10-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針10-3-1-4

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針10-3-1-5

法科大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針10-3-1-6

法科大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針10-3-1-7

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

Ⅲ 評価の組織と方法等

1 評価の組織

1-1

機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。

(1) 法科大学院認証評価委員会

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂及び変更

イ 評価報告書の作成

(2) 評価部会及び運営連絡会議

評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。

評価部会は、評価対象機関を分担して書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成する。

運営連絡会議は、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会がとりまとめる評価報告書原案の調整及び評価基準、評価方法その他評価に必要な事項に関する改善案を評価委員会に提案する。

1-2

評価委員会、評価部会及び運営連絡会議の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。

1-3

機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

2 評価の方法等

2-1

評価の手順は次のとおりとする。

- (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、評価基準に基づき法科大学院の教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。
- (2) (1) の結果に基づき、評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- (3) 評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

2-2

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。

訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。

2-3

評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院に通知し、その内容等に対する当該法科大学院の意見の申立ての機会を設ける。

意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。

意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において最終的な決定を行う。

2-4

機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

3 追評価

3-1

適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。

3-2

追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行うものとする。

4 評価の時期

4-1

機構は、毎年度1回、別に定める様式に従い提出された評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて評価を実施する。

なお、機構は、評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。

4-2

法科大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けるものとする。

4-3

追評価を受けた法科大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとする。

5 予備評価

5-1

法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、予備評価を実施する。

5-2

予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。
なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。

5-3

予備評価の内容等は次のとおりとする。

- （1）予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。
ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。
- （2）予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。
- （3）予備評価は、基準のすべてについての適合状況の評価ではないため、適格認定を行うものではない。

6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応

6-1

機構認定法科大学院は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。

なお、機構は、法科大学院年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。

6-2

機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。

6-3

機構の評価を受けた法科大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合は、その内容について評価委員会において審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨法科大学院を置く大学に通知し、当該大学の申請に基づいて当該事項について評価を実施し、その結果を踏まえ、法科大学院としての適格認定の判断を行う。

また、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じる。

7 情報公開

7-1

機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

7-2

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。

ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。

8 評価基準の改訂等

8－1

機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。

なお、評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。

9 評価手数料

9－1

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。

法科大学院認証評価関係法令

【学校教育法（抄）】

第五章 大学

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足るものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制を整備されていること。

⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

【学校教育法施行令（抄）】

第五章 認証評価

第四十条 法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

【学校教育法施行規則（抄）】

第七十一条の二 大学は、学校教育法第六十九条の三第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第七十一条の五 学校教育法第六十九条の四第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

一 名称及び事務所の所在地

二 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者が当該代表者又は管理人）の氏名

三 評価の対象

四 大学評価基準及び評価方法

五 評価の実施体制

六 評価の結果の公表の方法

七 評価の周期

八 評価に係る手数料の額

九 その他評価の実施に関し参考となる事項

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度の事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面

四 認証評価の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第七十一条の七 学校教育法第六十九条の四第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

【学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抄）】

（法第六十九条の四第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に關するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含む、短期大学を除く。）に係るものにあつては、大学設置教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第一十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第六号）に、短期大学に係るものにあつては、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たつては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

五 前項に定めるもののほか、法第六十九条の三第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に關するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教育研究上の基本となる組織に關すること。

二 教員組織に關すること。

三 教育課程に關すること。

四 施設及び設備に關すること。

五 事務組織に關すること。

六 財務に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に關する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

3 第一項に定めるもののほか、法第六十九条の三第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に關するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教員組織に關すること。

二 教育課程に關すること。

三 施設及び設備に關すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に關すること。

第二条 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に關するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育

研究活動等に關し職見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第六十九条の三第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に關し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれ別の認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に關するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

四 前項に定めるもののほか、法第六十九条の三第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に關するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

(法科大学院に係る法第六十九条の四第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四條 第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(次項において単に「法科大学院」という)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、第一項第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
- 二 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
- 三 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること。
- 四 教員組織に関すること。
- 五 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
- 六 教育課程の編成に関すること。
- 七 一 授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。
- 八 授業の方法に関すること。
- 九 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
- 十 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研究の実施に関すること。
- 十一 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

五 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。
六 教育上必要な施設及び設備(ワ)に掲げるものを除く。に關すること。
七 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。

二 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。
三 第二項に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

〔法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(抄)〕

第二條 法曹養成の理念は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門性、法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成

に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十五條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。
- 二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。
- 三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

第五條 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第六十九条の四第三項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三條に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

二 学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同法第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けなければならない。

四 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第六十九条の四第三項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。
五 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)〕

第四章 業務等

- 第十六條 機構は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
 - 二 学校教育法第六十八條の二第三項の規定により、学位を授与すること。
 - 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
 - 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 第十七條 国立大学法第三十五條において読み替えて準用する通則法第三十四條第二項の規定による国立大学法人評価委員会(以下この項において「評価委員会」という。)から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

三 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令(抄)〕

- (大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関し必要な事項)
第十六條 機構は、機構法第十六條第一項第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があつた場合を除き、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。
- 第十七條 機構は、機構法第十六條第一項第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(抄)〕

第六章 評価委員会等
第十四條 機構は、法科大学院からの要請に基づき行う教育研究活動の状況についての評価(以下この条において「法科大学院認証評価」という。)について審議する法科大学院認証評価委員会を置く。
機構長は、機構が行う法科大学院認証評価に関し必

要な事項を定めるについては、法科大学院認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

- 法科大学院認証評価委員会は、委員三十人以上以内で組織し、委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。
- 法科大学院認証評価委員会に、機構が行う法科大学院認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 専門委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 委員、専門委員は非常勤とする。
- 委員、専門委員及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則〕

(目的)
第一條 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号。以下「運営規則」という。)第十四條第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (委員の任期等)
第二條 運営規則第十四條第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることのできる。
- 運営規則第十四條第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (委員長及び副委員長)
第三條 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により選任する。
- 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (議事)
第四條 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 委員会は、委員の過半数の出席があれば、会議を開き、議決することができる。
- 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)
第五條 委員会の庶務は、評価事業部法科大学院評価課において処理する。
- (雑則)
第六條 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法科大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則〕

（総則）

第一条 独立行政法科大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会（以下「委員会」という。）の職掌は、独立行政法科大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（評価部会）

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学（以下「評価対象大学」という。）の状況を調査するため、評価部会を置く。

2 当該部会に属するべき独立行政法科大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成十六年規則第一号）第十四条第三項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第四項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。

3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員は、当該部会の事務を掌理する。

4 部長は、当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長が指名する。

5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長が指名する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営連絡会議）
第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営連絡会議を置く。

2 当該会議に属するべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該会議に主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 主査は、当該会議の事務を掌理する。

5 当該会議に副主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

（職掌）
第五条 評価部会の会議は、部長が招集し、議長となる。評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項の規定は、専門部会及び運営連絡会議の議事に準用する。

この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営連絡会議」と、「部会長」とあるのは運営連絡会議においては「主査」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営連絡会議」において自己の關係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

（会議の公開）

第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがある」と判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

（雑則）
第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律）（抄）

第一章 法人文書の開示
（法人文書の開示義務）
第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行に係る部分
ニ 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、生

命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの）

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないことが当該情報の性質、当該状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。

（標準修業年限の特例）

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができ、

2 前項の場合においては、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二章 教員組織

（教員組織）
第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に關し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務的能力を有する者を含むものとする。

（教育課程）
第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業を行う学生数）
第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方方向若しくは多方向に行われ、討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に關する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

（成績評価基準等の明示等）

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第十一条 専門職大学院は、当該組織的な研修の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修学生として修得した単位を含む）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項及び第二項の規定により当該専門職大学院専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第十五条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院又は二年（二年以上の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了したことを要するものとする。

（専門職大学院における在学期間の短縮）

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものとみなす）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他のを勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

（専門職大学院の施設及び設備等）

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

第六章 法科大学院

（法科大学院の課程）

第十八条 法科大学院は、専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く。専門職大学院は、当該課程に關し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとなる。

（法科大学院の入学者選抜）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

（法科大学院における授業科目の履修等）

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。他の大学院における授業科目の履修等

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第三十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項及び第二項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得したものとみなす単位数と合算して三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものとみなす）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他のを勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法科大学院の施設及び設備等）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に關しては、第二十三條に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合算して一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合算して三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く）を超えないものとする。

（その他の基準）

第二十六条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に關する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九條の二、第十一條、第十三條を除く）の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成二十五年までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する教員のうち博士課程の後期の過程を担当する教員の数には、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部省令第十五号）第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち文部省令第四十二号）附則第五項の規定により大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成二十五年までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する教員のうち博士課程の後期の過程を担当する教員の数には、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部省令第十五号）第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち文部省令第四十二号）附則第五項の規定により大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成二十五年までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する教員のうち博士課程の後期の過程を担当する教員の数には、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部省令第十五号）第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち文部省令第四十二号）附則第五項の規定により大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成二十五年までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する教員のうち博士課程の後期の過程を担当する教員の数には、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部省令第十五号）第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち文部省令第四十二号）附則第五項の規定により大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

〔専門職大学院に關し必要な事項について定める件〕（文部科学省告示第五十三号）

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。

3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならぬ。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有するものとする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験は、法曹としての実務の経験を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

（法科大学院の入学選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

（法科大学院の収容定員）

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

（法科大学院の教育課程）

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に關する分野の科目をいう。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に關する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に關する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に關する科目その他の実定法に關する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。）

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたつて授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

（法科大学院の授業を行う学生数）

第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少数を基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。

（法科大学院の履修科目の登録の上限）

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

〔大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件〕（文部科学省告示第七十五号）

一 大学院には、専門分野の別に應じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に應じ、必要な数の研究指導教員を置くものとする。

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-353-1631

URL／<http://www.niad.ac.jp/>